

「渋谷区障がい福祉推進計画（2021～2023年度）」（第7次渋谷区障がい者保健福祉計画・第6期渋谷区障害福祉計画・第2期渋谷区障害児福祉計画）
（素案）に関するパブリックコメント実施結果

- 1 実施期間
令和2年12月15日～12月28日
- 2 提出者数
10人（内訳：持参1人、電子メール7人、LINE2人）
- 3 意見総数
36件
- 4 周知方法
区ニュース令和2年12月15日号、区ホームページ
- 5 提出された意見の要旨及びそれに対する区の考え方

該当項目	意見（要旨）	回答
第1章 計画の策定にあたって	「②渋谷区の動向～『ちがいがいを ちからに』変えていくために～」の中で、ノーマライゼーションをめざすということが謳われている。強く賛同する。	引き続きノーマライゼーションの実現をめざす施策展開に努めてまいります。
第1章 計画の策定にあたって	どのコンサルタントにいくら払ってこの程度なのか。税金を使用している以上、外部コンサルティングを使用したなら、その名称と専任の理由及び責任者を明確にしてほしい。	計画の主旨、方向性については区において基礎調査の結果等を考慮しつつ自立支援協議会等での検討を踏まえ作成しております。
第1章 計画の策定にあたって	3か年の推進計画だけでなく、5年、10年先の長期見通しをもつことが重要と考える。	本計画は渋谷区長期基本計画2017～2026を踏まえ、短期間で実行性のある計画の策定に努めております。
第1章 計画の策定にあたって	（パブリックコメントについて）障害者当事者が意見を提出することを想定して、提出期限を配慮してほしい。	パブリックコメント募集期間については次回以降、様々な状況を考慮し十分な期間を確保いたします。
第2章 現状と課題	身体障害者手帳は、障害部位及び等級により提供される福祉サービスが異なるが、本計画（素案）では、身体障害者手帳を保有している誰もが障がい福祉施策をすべて享受できるかのような印象につながっている。 難病は、病気も様程度も様々で、軽度であれば日常生活も仕事も問題ないが、生活に不便が多いにも関わらず指定難病となっていない病気もある。指定難病対象者だけ手厚い障害サービスが受けられることには歪みがある。 障がい者(児)アンケート及び意見交換会は、問題とニーズが全く異なる身体障害者、難病者、精神障害者、発達障害者等に対して一緒に行い、合理的根拠に基づく制度に対する意見と個人的な希望を混在させて同等に扱っている。そこに根本的な無理解もしくは特定の対象者のみを優遇させるための誘導がある。それは、計画（素案）の内容の多くが、福祉的就労支援や自立支援に偏っていることを見れば明確。障がい者とは「こんな人」「知恵や知能や精神が足りず自立ができない人」というふんわりとした偏見の「こころのバリア」がある。そのため、本計画（素案）を全く無意味なものにしている。	ご指摘のとおり、障がいの種類や程度などにより、受けられるサービスに差があります。国や東京都の制度を踏まえつつ、支援が必要な方に必要なサービスを提供できるよう努めていきます。 また、全ての人に分け隔てられなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するために、今後も、様々な問題を抱えている方から広く意見をいただいて、施策に反映してまいります。
第3章 計画の基本的な考え方・構成	自己決定を促す支援体制が強化されることに賛成。意思決定支援や、本人主体のサービス提供が計画されることが皆の共通理解となることと、結果の形が見えるようになることを願う。	本計画の基本目標1にも掲げているとおり、自己決定を支える相談支援体制のより一層の強化に努めてまいります。
第3章 計画の基本的な考え方・校正	本計画（素案）のゴールは、「誰もが自分らしく暮らせるまち、しぶや」ではなく、対象者を限ったものになっている。内容を正しくするか、基本理念を現実にも即したものにしてほしい。	本計画の基本理念「誰もが自分らしく暮らせるまち しぶや」は、全ての人障がいの有無によって分け隔てられなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした障害者基本法に沿ったものであり、対象者を限ったものではありません。今後も、基本理念の実現に向けて計画を推進してまいります。
1-1 相談 2-5 集い交流	相談については、集いの中での相談の機会、日常生活の中でふとしたことからの相談の機会を考えてほしい。そういった観点からも、地域活動支援センターの設置・展開を望む。	区では本計画期間中に福祉分野の総合計画である「地域福祉計画」を策定する予定であり、集う場・機会の充実の観点からも、地域活動支援センター等について検討を進めてまいります。
2-1 育ち・学び	個人データの利活用について、ぜひ追加検討を願いたい。様々な箇所に散在している自分自身のデータを自ら管理できる「情報銀行」という仕組みが、国レベルで検討されている。これを障害児相談支援、「就学支援シート」に活用するなど、最新のデータ利活用動向を踏まえた効率的・効果的な（データ整備の）施策検討を願う。	本計画の基本目標2に掲げている切れ目のない支援の実現に向けて、情報のあり方についても様々な角度から検討を進めてまいります。
2-1 育ち・学び	小学校入学後に軽度の発達障がいの診断が出たが、まずどこへ相談すればよいか、どういった支援を受けられるのか全くわからなかった。冊子やホームページで情報がまとめられていると助かる。	探しやすい、わかりやすい情報提供について課題であると考えています。関係各所から情報伝達の手法について、ご意見を頂戴しつつ引き続き検討してまいります。また、小学校入学時に情報がわからなかったというご意見については、まず学校の先生に相談し、教育委員会学務課特別支援教育係に相談していただければと存じます。（参考）冊子「令和2年度版 就学相談に向けて」P13掲載
2-1 育ち・学び	現状と課題に「ライフステージに沿った切れ目のない支援体制の構築には、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の連携体制のさらなる充実が必要」とある。継続的に切れ目のない支援体制を充実させていくことに賛同する。	区では令和元年度から「渋谷区子育てネゴボラ」を開発いたしました。障害者就労支援センターでは、学校や障がい者支援事業所等との連携を強化し、個々の障がい特性に応じた就労支援に取り組んでいきます。 今後は関係各所との連携強化を図り、国の推進している重層的支援体制の構築など、切れ目のない支援の実現に向けて努めてまいります。

2-1	育ち・学び	本計画では(第4章3-1理解促進で)「こころのバリアフリー」について、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようコミュニケーションをとり、支い合えるよう、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である等の記載をしているが、現在の渋谷区の教育方針には、判定に沿った学校(例えば支援学校)に行くべきという前提があると感じる。 普通級に通う障がい児に対する「通学支援事業」、「障害児保育型日中一時支援事業」、「特別支援教育学習支援員の配置」の改善、支援学校に通う児童に対する「放課後等の支援」を求める。 支援の対象を限定せず、すべての子どもを対象に、適切な支援が受けられるとよい。	今後の各制度の制限緩和等について、ニーズに沿ったサービス提供ができるよう検討してまいります。		
2-1	育ち・学び	個別施策No.16「障害児保育型日中一時支援事業」は、対象を「特別支援学校に通学する障がいや発達遅れのある児童」と限定しているが、在籍する学校の種類を限定すべきではないと考える。			
2-1	育ち・学び	個別施策No.15「通学支援事業」は、対象を「都内の特別支援学校及び区立小中学校の特別支援学級に在学中の生徒・児童」としているが、対象を限定する必要はないと思う。普通級を選択することで支援が受けられなくなるのであれば、普通級の選択に躊躇が生じ、普通級を選択する自由を妨げられる。			
2-1	育ち・学び	個別施策No.33「特別支援教育学習支援員の配置」は、「通常の学校に在籍している支援が必要な児童生徒」に対して支援員を配置するとしているが、実際は、判定に従った児童のみが支援を受けられ、支援学校判定の児童が普通級に通う場合は、支援員を付けられない制度となっていると認識している。この制限は撤廃すべき。現状の制度のままでは、支援学校判定の児童を普通級に通わせたい場合、多額の支援員代の自己負担を強いられ、普通級を選択する自由が妨げられる。	ご意見については、教育委員会に伝えていきます。		
2-1	育ち・学び	「(4)保護者の負担を軽減するサービスを充実させます-③放課後等の支援の充実」に、「発達に不安のある児童や障がいのある児童も安心して過ごせる放課後クラブの環境整備」とあるが、現状、支援学校に通う児童は地域の学校の放課後クラブに通えないルールになっていると認識している。制限を設ける必要はないと考える。	ご意見については、教育委員会に伝えていきます。		
2-2	社会参加	訪れてみたい街渋谷区において、就労希望者への具体的な就労紹介(成功)事例に「渋谷区」らしさが乏しく感じる。都内でもエンターテインメント施設が多い区。コロナ禍での三密緩和を達成するような運営サポート団体・企業が、障がいの者の方々の就労希望を満ちし、ヒトが集まる渋谷区の使命を達成できると感じている。	様々な働き方のニーズに対応できるよう、超短時間雇用などの新しい雇用形態を定着させ、働き方の選択肢を拡大させるよう施策を推進してまいります。		
2-2	社会参加	(移動サービス事業(福祉有償運送)について)利用者数・件数・時間数共に、渋谷区の障がい者、高齢者を対象にしているとしたら、あまりにも少ない印象がある。移動サービスの提供は、特に公共機関の充実が目覚ましい渋谷区では、重要なかつ拡充すべき支援サービスと考える。	区ではご意見をいただいた移動サービス事業(福祉有償運送)の他に障がいのある方を対象とした移動支援事業を実施しております。利用者のニーズに合った利用ができるよう、支援者の増加、事業所の参入を促す取組を引き続き行ってまいります。		
2-3	地域で暮らす	補装具費の支給には所得制限があり、一定以上の所得があると支給ゼロとなるが、車椅子や座位保持椅子といった数十万円を超える補装具は、一定の収入があるといえども家計への負担が大きく、オプション等の導入を断念することもあるのが実態。収入による段階を設けるとしても、一定程度の補助を検討いただくと助かる。	補装具費については、国の制度となります。ご意見いただきました補助については、今後の検討課題とさせていただきます。		
2-3	地域で暮らす	地域生活支援センター(さわやかるむ)のプログラムが、デイケアに比べると少ない、内容が乏しい。施設のことを知らない住民がほとんど。	地域活動支援センターは居場所としての意味合いが大きく、デイケアに比べると機能訓練のようなプログラム数は多くありません。今後も、利用者ニーズを踏まえつつ、プログラムの提供していきます。また、施設については障がいのある方が適切に利用できるよう、運営に努めてまいります。		
3-2	地域で暮らす	他区に先駆けて、区の24時間緊急体制のセンターを出張所に設置し、専門知識のある公務員を配置してほしい。デジタル化されたボタン式の腕ベルトで人に頼らない24時間の緊急体制を。費用は利用者とは区が半々でもよい。	ご意見として承ります。ICTを活用した支援の導入について、利用者のニーズに合った手法等を検討してまいります。		
2-3	地域で暮らす	3-4	地域で暮らす 人材育成	デイケアから通いにくい患者に愛情と関心を注ぎ気配りしてくれたらどれほどよかったか。精神保健活動の一環として回復途上にある人に社会復帰の促進を目的に集団生活訓練を実施することがあるが、社会復帰ほどの患者の望みでもある。	区も、人材の育成・確保について喫緊の課題と考えており、本計画の「3-4人材育成」に基づき施策を推進し、課題の解消に努めてまいります。
2-3	地域で暮らす	「2-3地域で暮らす」にあげられているサービスの質と量がニーズに比して低いと思う。この項目だけではないが、個別施策の目標欄のほとんどが継続であることを残念に思う。	利用者ニーズに合ったサービスの提供ができるよう意見交換会やアンケート調査等の機会を捉え、ニーズを把握し施策に反映できるよう努めてまいります。計画のPDCAサイクルによる管理を行う中で、拡充のみならず新規の施策についても柔軟な対応を検討してまいります。		
2-5	集い・交流	関係している人が少なれば少ないほど、依存や支配につながる危険性が高まる。本人のコミュニティ、家族のコミュニティ、それぞれが広がるためにも、障がいの枠を超えた地域コミュニティの必要性を感じる。	区では本計画期間中に福祉分野の総合計画である「地域福祉計画」を策定する予定であり、併せて国の推進する重層的支援体制の構築を目指してまいります。段階的な整備を検討していく中で、属性に関わらない地域づくりについても検討を進めてまいります。		
3-1	理解促進	他人のこころのバリアフリーを推進する前に、まず自らのこころのバリアフリーを推進してほしい。障がい者とは「こんなもの」「知恵や知能や精神が足りず自立ができない人」といったふんわりとした偏見の「こころのバリア」による障がい福祉の推進をやめることが日本人のこころのバリアフリーの第一歩。	本計画の基本目標3に掲げている、互いを理解し支え合う地域づくりを進めるため、区民、事業者、来街者含め障がいのある方への理解促進に努めてまいります。		
その他		本計画(素案)は、障がい者とは「こんなもの」「知恵や知能や精神が足りず自立ができない人」といったふんわりとした偏見の「こころのバリア」に基づいて作成されている。一度全部捨てて、あらためてゼロベースで障がい者理解の見直しからはじめてほしい。			
3-1	理解促進	3-3	災害対策	一時避難所の整備はハード面に加えソフト面の充実、理解啓発が必須であり、避難所運営に携わる方々への理解啓発の機会がほしい。	ご意見を踏まえ、自主防災組織への理解促進を記載いたしました。今後は危機管理対策部と連携を図り、障がいのある人や家族が防災訓練に参加しやすい環境を推進してまいります。 計画書：74頁参照

3-2 バリアフリーなまちづくり	停めてある自転車は確かに歩行の妨げだが、電柱や置き看板や歩道との高低差等問題は複合的。	ご指摘のとおり、安全で快適な歩行空間の確保には、放置自転車だけでなく、置き看板等の路上障害物などを含め、複合的な問題です。関係各課と連携して、街のバリアフリー化を推進していくとともに、こころのバリアフリーの促進に取り組んでまいります。
3-2 バリアフリーなまちづくり	ICTを活用したコミュニケーション支援等が、文科省のGIGAスクール構想により飛躍的に進むと、日常的にICTを能力の一部として活用する障がい児者が増えていくことが予測される。そういった機器利用への対応が合理的配慮として福祉の現場に求められる場合もあると思う。本計画でも検討を願う。	本計画の「3-2 バリアフリーなまちづくり」において、ICTを活用した意思疎通支援の活用を検討する旨、掲載しております。利用者のニーズ、使用者の使いやすさに適したサービス等があれば、随時、導入について検討してまいります。 計画書：70頁参照
2-3 地域で暮らす 成果目標 成果目標2	成果目標について、「地域生活支援拠点等の面的整備」については、緊急度の高いものや現状体制の工夫で可能になるものなど順次整備を進めてほしい。「地域生活支援拠点等の面的整備」と言われてもイメージしにくく、地域包括支援体制という言葉が出てきて余計にわかりにくくなったと感じる。自分たちの地域生活の中で考えられるような工夫を願う。	2020年度より「地域生活支援拠点等の面的整備（地域生活支援ネットワーク）」の検討のための会議をスタートしました。整備の優先順位や整備方法について今後も検討を重ね、段階的整備を進めてまいります。
第4章 障害福祉サービス等の見込量	グループホームに関する23年度までの入居数増加の具体的な目標値を設定いただきたい。区へ寄せられている中長期的な希望数や相談支援などで収集した目標数に基づき当面の数値を決められたい。区内への設置に限らず、近隣の施設や民間事業者とも協働して確保できるとよい。	グループホームについては民間事業所の参入が主となっています。区の特性として家賃が高く、グループホーム開設のハードルが高いことから、引き続きグループホーム等整備費助成、区有地や区有建物を活用したグループホーム等の整備を検討してまいります。
第4章 障害福祉サービス等の見込量	実績値や計画値が示されても、その妥当性や評価の根拠がわからない。例えば、在住の対象者のニーズ調査の値や、都や国交省との比較など数値の意味が分かるよう示してほしい。	サービスの見込値については、2015～2019年度の実績をもとに、今後の数値を予測し算出しています。人口規模や地域の特性などにより、他地域との比較は困難であると考えます。
第5章 計画の進め方	素案の通りにぜひ推進してほしい。例えば、他区では視覚障がい者が旅客機の騒音で周りの音が聞こえず、車にぶつかりそうになった事例があると聞くと、渋谷区でも同様の例が起きかねない。都や国交省と連携して何らかの対策が必要と考える。また、渋谷区内では再開発が次々行なわれており、転居を迫られる区民も少なくない。障がい者の場合、転居には健常者以上に困難が伴い、まちづくりや住宅の分野で支援が必要。	関係部署と連携を図りながら、障がいのある人が安全・安心に暮らせる地域づくりを推進していきます。本計画期間中には、障がい者等住宅確保要配慮者に対する支援を行う団体、居住支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理事業者等の関係者と連携し、必要かつ効果的な居住支援策等について協議する「渋谷区居住支援協議会」を設置する予定です。その協議会の中で居住支援の強化を図ってまいります。 計画書：50頁参照
第5章 計画の進め方	PDCAサイクルではCAの辺りが弱いように感じている。区の各計画が、それぞれ独自路線で進行管理を進めていくのではなく、協働体制をとっていくことを強く望む。	自立支援協議会と協働し各専門部会の実動性を支援しながら、着実な計画推進に努めてまいります。
第5章-1 推進体制	地域包括支援体制の充実、今後の福祉においては心強い施策。包括的な視点からのリードと個別の分野がリードする部分が曖昧になったり、利害関係が生じてしまったりすると難しいように感じる。急に展開するのではなく、理解を深めるところから協働していったらと思う。	本計画では地域生活支援拠点等の面的整備（地域生活支援ネットワーク）や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、また区の目指す重層的支援体制の構築等が複雑に絡み合っております。自立支援協議会や関係各所と連携を図り、地域での包括的な支援体制の構築のため基盤整備を進めてまいります。
その他	区外の社会資源に頼らざるを得ない重症心身障がい児者や医療的ケア児者の存在と、その家族が抱える困難やニーズについて当事者団体が調査し結果を区も把握していると認識している。「区外の社会資源を利用する障がい児者の実態調査を検討する」等の一文を付加してほしい。	障がいのある人、家族の実情に沿ったニーズをより効果的に把握できるよう、調査の手法、対象者、調査内容を工夫するよう努めてまいります。